

## 政策評価調書(政策体系と概算要求書の対応表)

## 政策評価調書(政策体系と概算要求書の対応表)

組織:管区行政評価局

## 政策評価調書(政策体系と概算要求書の対応表)

組織:総合通信局

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I		II			III	IV	V						VI	VI				
		(項)	(事項)	1	2	1	2	3	4			1	2	3	4	5	6		1	2	3	4
	×	総合通信局共通費	総合通信局一般行政に必要な経費（主要経費95）																			
⑩	●	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費（主要経費95）																●			
⑪	●		情報通信技術の利用環境整備に必要な経費（主要経費95）																●			
⑫	●		情報通信技術の利用環境整備に必要な経費（主要経費95）																●			
⑬	●	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費（主要経費95）																●			

組織:消防庁

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		I		II			III	IV	V						VI	VI				
		(項)	(事項)	1	2	1	2	3	4			1	2	3	4	5	6		1	2	3	4
	×	消防庁共通費	消防庁一般行政に必要な経費（主要経費95）																			
	×		消防大学校に必要な経費（主要経費95）																			
	×	消防庁施設費	消防庁一般行政に必要な経費（主要経費95）																			
⑯	●	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費（主要経費95）																		●	
	●		消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費（主要経費13）																		●	

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府、総務省及び財務省		会計:交付税及び譲与税配付金特別会計		組織:総務本省		【基本計画(29年9月策定)に対応するもの】																
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書		I		II		III		IV		V				VI		VII				
		(項)	(事項)	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4			
(5)	● ●	地方交付税交付金						●														
		地方交付税交付金に必要な経費 (主要経費30) 東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費 (主要経費30)						●														
(5)	●	地方特例交付金		地方特例交付金に必要な経費 (主要経費30)						●												
	×	交通安全対策特別交付金		交通安全対策特別交付金に必要な経費 (主要経費95)																		
(6)	◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	地方譲与税譲与金		地方揮発油譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆												
		石油ガス譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆														
		自動車重量譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆														
		航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆														
		特別とん譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆														
		地方法人特別譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆														
		地方道路譲与税譲与金に必要な経費 (主要経費30)						◆														
		森林環境譲与税譲与金 (仮称) に必要な経費 (主要経費30)						◆														
	×	事務取扱費		事務取扱いに必要な経費 (主要経費95)																		
	×	諸支出金		諸支出金に必要な経費 (主要経費95)																		
(5)	◆	国債整理基金特別会計へ繰入		国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費 (主要経費20)						◆												
	×	予備費		予備費 (主要経費98)																		

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策体系と概算要求書の対応表)

所管: 総務省		会計: 東日本大震災復興特別会計		組織: 総務本省		【基本計画(29年9月策定)に対応するもの】													
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項) (事項)		I		II		III	IV	V		VI		VII					
		1	2	1	2	3	4			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
⑤	◆	地方交付税交付金					◆												

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書(政策体系と概算要求書の対応表)

所管: 総務省		会計: 東日本大震災復興特別会計		組織: 復興庁		【基本計画(29年9月策定)に対応するもの】													
政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書 (項) (事項)		I		II		III	IV	V		VI		VII					
		1	2	1	2	3	4			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4
	×	総務省共通費																	
	●	生活基盤行政復興政策費																	
⑩	●	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費 (主要経費95)																	
⑫	●	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費 (主要経費95)																	
⑯	●	消防防災体制等の整備に必要な経費 (主要経費95)																	●
⑯	●	生活基盤行政復興事業費																	●
		消防防災体制等の整備に必要な経費 (主要経費95)																	●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記入すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)